仕　様　書

１　業務名

米国・ニューヨーク市における会議出席等に係る通訳者手配等業務

２　目　的

米国・ニューヨーク市で開催される第１０回ＮＰＴ再検討会議への平和首長会議代表団を派遣するに当たり、会議参加、会議での発言及び面会を行う際などに必要となる通訳者の手配等を行う。

３　履行期間

契約締結日から令和４年８月１２日まで

４　履行場所

米国・ニューヨーク市

５　内　容

⑴　通訳手配

ア　実施日

令和４年８月３日（水）～８月５日（金）

イ　業務内容等

No.	月　日	従事時間	内　容
1	８月３日（水）	13:00～17:00	・会議傍聴に係る同時通訳 ・スピーチ及び面会時の逐次通訳 ・随行通訳等
2	８月４日（木）	9:00～17:00	
3	８月５日（金）	9:00～17:00	

〔通訳の条件等〕

（ア）通訳の言語：日本語及び英語

（イ）人　　数：８月３日及び４日　１名

８月５日　　２名

（ウ）通訳者のクラス：最上級

（エ）そ　の　他：通訳者は、経験年数５年以上で、軍縮や平和関連分野の国際会議における実績がある者とする。

⑵　簡易無線同時通訳システム手配

ア　使用場所

米国・ニューヨーク市

イ　数量

(ｱ) 送信機　２台

(ｲ) 受信機　７台（うち１台予備）

※乾電池が必要であれば従事時間分用意すること。

ウ　納入日

７月２７日（水）

エ　返却日

８月１２日（金）

オ　納入場所

公益財団法人広島平和文化センター国際部平和首長会議運営課

６　報告事項

⑴　受注者は、委託契約約款第６条に定める委託業務実施計画書を発注者に提出すること。また、業務に従事させる通訳者の経歴が分かる書類も併せて提出すること。

⑵　受託者は、委託契約約款第１２条に定める委託業務実施報告書を、発注者に提出すること。委託業務実施報告書の提出期限は、業務が完了した日から起算して１０日目とする。ただし、これらの日が３月３１日を越える場合は、３月３１日とする。

７　検査完了期日（期限）

発注者がそれぞれ行う検査の完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算して２０日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して１０日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が３月３１日を越える場合は、３月３１日とする。

８　支払い等

発注者による検査完了後、受注者は契約書に記載の支払内訳に応じ、適法な請求書を発注者それぞれに提出すること。発注者は、請求書に基づき、次に定める支払い方法により支払う。

⑴　請求期限

検査完了後１０日目

⑵　支払期限（期日）

役務の提供が終了した日から起算して６０日目に当たる日とする。

ただし、発注者の検査後、請求があった日から起算して３０日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

⑶　支払方法等

口座振込により支払う。

支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が２日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。

なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。

９　その他

⑴　従事時間内の移動手段にかかる費用に関しては、発注者が負担することとし、従事時間外を含むその他の経費（交通費及び宿泊費等）は全て受注者が負担すること。

⑵　受注者は、業務の履行に際しては、事前に発注者と業務の日時及び作業方法等について協議すること。

⑶　受注者は、発注者の指示により、通訳者が会議場へ入場する際必要となるパスの申請書を発注者に提出すること。発注者は、これを会議主催者へ提出する。

⑷　その他、この契約に関し疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、協議の上定める。